

# ユーモール共通商品券**払戻し**のご案内

平素よりユーモールをご愛顧いただきありがとうございます。

ユーモールの商品券に付きましてご案内いたします。

ユーモール共通商品券は令和7年5月31日に利用サービスを終了致しました。

資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記の通り**ユーモール共通商品券の未使用商品券**（500円券と1000円券）の**払戻しを致します**。申出期間内に申出をお願いいたします。

## 1. 払戻を行う前払式支払手段発行者

協同組合 中里ショッピングセンター

## 2. 払戻しの対象となる前払い式手段の種類

当組合発行の未使用 ユーモール共通商品券 500円券 1000円券

## 3. 払戻しの申出期間

**令和7年6月 1日（日曜日）午前9時30分から**

**令和7年8月31日（日曜日）午後6時00分まで**

※当該申出期間内に申出をしなかった場合は、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意ください

払戻は、直接ユーモール2階事務所へ商品券をお持ち頂くか、下記の郵送先住所へ郵送にてお申し出ください

**郵送の場合は令和7年8月31日消印有効**とし私製封筒に商品券を同封し  
ご氏名 ご住所 お電話番号（日中ご連絡が可能な電話番号）を明記した任意の  
用紙を同封してお申し出ください

尚、郵便事故等により到着しない場合は、当組合では責任を一切負いかねます  
商品券の郵送に当たり知り得た個人情報、払戻事柄以外には使用いたしません

## 4. 払戻方法

直接事務所へ申し出の場合 **額面金額を払い戻します**

**払戻時間 9：30～12：00 13：00～18：00**

郵送での申し出の場合 **先着順にて全額現金書留にて払戻します**

（申出の際の郵送代、現金書留に掛ける諸費用は当組合で負担し同封いたします）

## 5. 払戻しに関する問い合わせ先 郵送先

〒949-8406 新潟県十日町市山崎己1415

協同組合 中里ショッピングセンター（ユーモール）

電話番号 025-763-2414

FAX 025-763-4437